

生徒のみなさんへ

令和3年7月7日

教務部

### 自然災害等による休校等の扱いについて

台風などの自然災害による休校について、本校では次のように定めています。

#### 1 適用されるケース

多摩地区（全域・北部・西部のいずれか）に**暴風・暴風雪・大雪の警報**が発令されたとき（**大雨警報は含まない**）

なお、多摩地区以外であっても、居住地・通学途上に暴風・暴風雪・大雪の警報が発令されている場合も同様とする。

#### 2 登校する時間

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| （1）午前6時までに警報が解除された場合      | 平常通りの登校（平常授業）     |
| （2）午前9時までに警報が解除された場合      | 10時40分登校（3校時より授業） |
| （3）午前11時までに警報が解除された場合     | 12時55分登校（5校時より授業） |
| （4）午前11時の時点で警報が解除されていない場合 | 全日休校（自宅学習）        |

考査の場合は、上記とは時程が異なりますので、その際にお知らせします。

この措置を適用する場合は、学校のホームページに掲載するので必ず確認してください。

また、Classi等による連絡も併せて行います。